

30年度改訂版

平成30年5月11日

保護者様

伊勢市立大湊小学校
校長 藤原 成枝

非常災害時における児童の登下校について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、非常災害時における児童の登下校につきまして、4月に配布しましたお知らせから少し変更した所がありますので、ご確認をお願い致します。ご理解・ご協力のほどお願い致します。

記

台風等警報発令時の対応

(1) 「特別警報」が発令された場合

「ただちに命を守る行動をとる」ことを原則に対応します。

(2) の「暴風警報」の時と同様の対応となります。

(2) 始業前に「暴風警報」または「暴風雪警報」、「特別警報」が発令された場合

① 児童は、**自宅待機**とします。

② **午前9時**までに警報が解除された時は、4限目からの用意をして、**午前11時**までに登校させてください。**給食も実施**します。

③ **午前9時から午前11時**までに警報が解除された時は、**自宅で昼食を食べてから、午後1時**までに登校させてください。(その日の1・2限目の授業を行います。)

④ **午前11時**を過ぎても「暴風警報」または「暴風雪警報」が解除されない場合は「**休み**」となります。

(3) 始業前に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発令された場合

① 原則的には、学校は「**休み**」ではありません。

午前7時までに学校から「**自宅待機**」または「**休み**」の連絡がなければ、登校させて下さい。

② 学校からの連絡がない場合でも、地域の状況や住居近くの状況によって**登校に危険が予想される場合は、ご家庭の判断**で登校を見合わせて「**自宅待機**」させてください。その際、**学校へ連絡**（36-4564）してください。

(4) 始業後に「暴風警報」または「暴風雪警報」、「特別警報」が発令された場合

① 原則として直ちに授業を中止し、下校については**職員の引率による集団下校**または、**迎えにいられた保護者への引き渡し**により行います。

② 下校させることが安全確保上困難である場合には、子どもたちは**学校にて待機**します。

警報の適用される地域	三重県全域	三重県南部	伊勢志摩
	伊勢志摩の一部	伊勢市	

大規模・突発性地震発生時の対応

この地域は、地震と共に津波の襲来が予想されます。児童の安全確保について次のように対応いたします。

(1) **大規模地震(震度5弱以上)発生**および**津波警報**が発令された場合

- ① **授業中**に大規模地震の発生または津波警報が発令された場合は、警報が解除され、安全が確認されるまで**学校で待機**します。安全が確保されてから、保護者への引き渡しなどの対応を行います。
- ② 津波警報の発令時、小学校**校舎屋上に避難**します。状況によっては、**大湊町津波避難タワー**などへ2次避難します。
- ③ 登校時・下校時に大規模地震が発生した時は、まず自分の身を守る行動をとります。津波警報が発令された場合は、帰宅(保護者が在宅の場合)・**学校・大湊町津波避難タワー・明神ポンプ場・宮川浄化センター**など、**最も安全と判断できる場所**に避難します。
- ④ **在宅時**に出された場合は、**自宅待機**または**学校・大湊町津波避難タワー・明神ポンプ場・宮川浄化センター**など、**最も安全と判断できるご家庭で決めた避難場所**に避難します。

(2) **南海トラフ地震に関連する情報(臨時)**が発表された場合

- ① **授業中**に南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合は、**学校で待機**します。
- ② 登校時・下校時に南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合は、家に近い時は速やかに家に戻り、学校が近い場合は学校に避難します。
- ③ ①の場合および②の学校への避難の場合は、学校から連絡がなくても、**保護者の方は安全な帰宅ができるようになってから迎えに来てください。**
- ④ **在宅時**に発表された場合は、**自宅待機**とします。(学校は休校となります。)

※ ご家庭でも、地震発生時・津波警報の発令時の生命・身体**の安全確保のための確な対処**が出来るように、**『避難の約束』『連絡の方法』『避難場所』**の確認など、**話し合い**をしておいてください。

※ 各種情報は、伊勢市・大湊町振興会の広報でも放送されます。

※ 保護者への連絡が必要な場合は、**学校から直接連絡**します。

(この文書はよく見える場所に掲示し、1年間保存して下さるようお願いいたします。)